

平成25年12月18日
JAバンク大阪

一部貸出金の適用金利の相違について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、府下JAでご融資しました一部の貸出金におきまして、約定どおりの金利が適用されておらず、お利息に誤りのある案件があることが判明したことから、ご迷惑をおかけしたお客様とは速やかにご精算するなど、次のとおり手続きを完了しております。

このような事態が生じ、お客様には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申しあげますとともに、このような事態が二度と発生しないよう再発防止に取り組み、皆様に安心してご利用いただけるサービスの提供とサービスの質の向上に努めてまいります。

1 適用金利相違の内容

変動金利のご融資について、利率変更時に約定どおりの金利を適用していない条件を調査したところ、「教育」「住宅」「マイカー」「リフォーム」ローンの一部について、約定どおりの金利が適用されておらず、結果として、貸出利息を過大または過小にいただいているものがありました。

該当件数および金額は、過大請求が3件の243,426円、過小請求が48件の747,986円、合計では51件の991,412円となっております。

2 判明した経緯

他県のJAの調査で住宅ローン等の金利相違事例が発生したことから、平成25年6月に、上部団体より連絡を受けて同様の事例がないか、該当の可能性のある住宅ローンなどの個人ローンを対象に調査を実施した結果、今般の事態が判明したものです。

3 発生原因

平成14年1月にJAバンクの全国統一電算システムへ移行した際、移行処理の hands-off により、一部貸出金において、新規にご融資もしくは条件変更を行った場合に、約定金利ではない金利を適用してしまったことによるものです。

4 お客様への対応

(1) お利息を過大にいただいているケース（3件）

対象のお客様には個別にご説明させていただくとともに、過大にいただいたお利息額に法定利率（年6%）により算定した損害金を加えてご精算させていただきました。

(2) お利息を過小にいただいているケース（48件）

J Aの誤りに起因するものであり、お客様にご迷惑をおかけしている現状を考慮し、これまでに発生した不足分のお利息につきましてははいたかず、ご融資中のものについては、今後発生するお利息について本来の金利に訂正させていただく扱いとさせていただきます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

大阪府信用農業協同組合連合会 システム統括部

電話番号：06-6204-6516

受付時間：月～金曜日 9:00 から 17:00（祝日は休業とさせていただきます）